

## 第51回全日本オプティミスト級セーリング選手権大会

### 裁量ペナルティー ポリシー

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点(ペナルティーなし)から DSQ(失格)までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意であった場合には、プロテスト委員会は規則 2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表 2 に与えられています。表 1 には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表 2 は、表 1 に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表 1 にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表 2 が用いられます。
5. ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられます。
  - バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)
  - バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)
  - バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)
  - バンド 4: DSQ
6. まず、表 1 と表 2 を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
  - (a) 違反は偶発的であったか。
  - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
  - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

## 第51回全日本オプティミスト級セーリング選手権大会

---

8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
  - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
  - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
  - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
  - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
  - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される(ただし、有効な抗議がなされたレースに限る)。
  - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.1 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を xx%と決定した。」
  - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン xx に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
  - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン xx に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

## 第 51 回全日本オプティミスト級セーリング選手権大会

表 1 規則違反と対応するバンド

SI 1	個人用浮揚用具		
	SI 1.3	衣服を一時的に着脱する場合を除き、個人用浮揚用具を水上にいる間は常に適切に着用しなかった	1-4
SI 4	陸上で発する信号		
	SI 4.2	定められたバースより艇を動かした	1-4
SI 11	スタート		
	SI 11.2	スタートエリアを回避しなかったが、レース中の艇を妨害しなかった スタートエリアを回避せずに、レース中の艇を妨害した(規則 24.1 に違反)	1 4
SI 14	ペナルティー方式		
	SI 14.3	指示に従わなかったが、もっともな理由があった もっともな理由なくペナルティー履行報告を指示通り記入しなかった	1 2
SI 18	出艇しないことの報告		
	SI 18.1	レースに参加(出艇)しないことを大会受付本部に書面にて伝えなかった 捜索が発動した	1 4
	チェックアウト、チェックイン		
	SI 18.2	出艇申告しなかった 帰着申告しなかった、または遅れた 捜索が発動した	1 1-2 4
	リタイア報告		
	SI 18.3	RC 艇に伝えたが、リタイア報告書を提出しなかった、または遅れた RC 艇に伝えなかった 捜索が発動した	1 2 4
	レース中の海面から離れていること		
	SI 18.4	近づいたが艇に影響を与えていない レース中の艇を妨害した(規則 24.1 に違反した)	1 4
	陸上でのピンク旗掲揚時の帰着申告		
	SI 18.5	大会オフィシャルズからの合理的な指示に従わなかった	1-4
SI 21	広告		
		大会広告を貼付けたが、剥がれた(OA 側が貼付けた場合は 0%) 大会広告を指示の通り貼付けなかった	1 2-4
SI 23	支援船		
	SI 23.1 ~SI 23.5	大会オフィシャルズからの合理的な指示に従わなかった	1-4
SI 25	停泊(バース)		
		指定場所以外に艇を保管したが、速やかに OA に届け出た 速やかに OA に届け出なかった	1 2
SI 26	無線通信		

## 第51回全日本オプティミスト級セーリング選手権大会

	全ての艇が利用できない音声やデータ通信を送受信した	3
クラス規則		
セール番号、国を示す文字		1
バンドを越えてセールを展開		3
許されていないハル/foil表面処理		4
安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備		1-4
禁止された電子機器の使用		4

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

危険を及ぼす可能性があったか？		
及ぼさなかった。可能性もなかった。		1
及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。		2-3
及ぼした。		4
艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？		
有利を得る可能性もなかった。		1
有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。		2-3
有利を得た。		4
スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？		
無い。		1
懸念されるが、確かではない。		2-3
ある。(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する。)		4
損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？		
無かった。		1
可能性はあったが、引き起こさなかった。		2-3
引き起こした。		4

2019年11月21日  
プロテスト委員長  
坂元善行